

IFRSの適用の方法について

1. 現行制度の概要

- 我が国におけるIFRS任意適用企業が適用するIFRSは、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めることとされている。
- 「指定国際会計基準」を定めるに当たっては、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、現時点では、IASBが定めた全ての基準が採用されている。
なお、一部の基準を修正する手続きは定められていない。

<仕組み>

- (1) 国際的に共通して使用されることを目的とした企業会計の基準について調査研究及び作成を行う団体であって、独立した民間の団体であることなどの一定の要件を満たすものが作成・公表を行った企業会計の基準について、金融庁長官が「国際会計基準」として定める。
- (2) 上記「国際会計基準」が、
 - ・公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものか、
 - ・公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるか、という点を確認した上で、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定める。

2. 企業会計審議会における委員のご意見等

前回、前々回の当審議会において、委員から以下のようなご意見があった。

- ・ IFRS には、マネジメントの考え方としても受け入れがたい基準があることも事実。
- ・ 最終的に日本として受け入れ困難となる IFRS については、日本国内での取扱いプロセスを明確化していく必要がある。
- ・ 我が国としてもエンドースメントプロセスを入れて、一部の基準をカーブアウトした IFRS の任意適用を容認する制度を保持しておくということは、意味ある試行ではないか。
- ・ 運用・解釈が困難な事例が積み重なった場合は、日本国内において、タイムリーにガイダンスの作成を行うことや、実務を共有する仕組みの充実が必要。

企業会計審議会における委員のご意見等(続き)

- ・ 米国基準、IFRS、エンドースメント IFRS、日本基準という、4つの基準が並び立つというのは非常にわかりにくく、エクイティの投資家から嫌気をさされる可能性があるのではないか。
- ・ ピュア IFRS と、我が国に適した IFRS が並存するというのは、ユーザーの立場からしても、財務諸表の比較可能性という観点から、ちょっと懸念するところがある。
- ・ 現行のピュア IFRSと、一部カーブアウトした IFRS が並存することになると、国際的にこれをどう説明するのかという新たな課題が発生することになる。
- ・ エンドースメントIFRSを入れると、結果として4つの基準が並存する状況となるが、これはけしからんということではなく、もし仮にIFRSの強制適用という状況となった場合を念頭に置きつつ、そうなった場合に備えて、今から具体的なプロセスとして、どういうものがあり得るのかを検討すると読んだらどうか。

3. 諸外国の状況

(1) IFRS の取り込み方

➤ エンドースメント(自国基準への IFRS の取込み)(注)の有無

- ・エンドースメントをしている例: EU、カナダ、韓国、香港、マレーシア、オーストラリア、
ニュージーランドなど
- ・エンドースメントしていない例: 南アフリカ、イスラエルなど

(注)IFRS の個々の会計基準の妥当性等を検討した上で採用する方法を含む。

➤ 具体的な方法

- ・EU では、EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)の助言を経て、欧州委員会(EC)が決定。
以下の要件を満たした場合に限り承認されることとされている。
 - ✓ 国際会計基準の内容は、第4指令、第7指令で求められている「真実かつ公正な概観」に抵触せず、
欧州の公益に資するものである。
 - ✓ 国際会計基準の内容は経済的意思決定を行う上で、また、経営者の受託責任を評価する上で財
務情報が満たすべき理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性という要件を満たしている。
- ・カナダでは、AcSB(会計基準設定主体)が決定することとされている。
- ・韓国では、KASB(会計基準設定主体)が作成した K-IFRS(韓国採択国際会計基準)を
FSC(韓国金融監督委員会)が承認することとされている。

諸外国の状況(続き)

(2) 個別基準のカーブアウト等

【EU】

・IAS39 号のヘッジ会計の一部をカーブアウトしている。

【カナダ】

・料金規制活動に従事する会社及び投資会社等については IFRS の強制適用を延期。

【マレーシア】

・農業、不動産の建設契約の基準が適用される農業会社及び不動産会社について IFRS 強制適用を延期。

【インド】

・NACAS(政府機関としての審議会)から企業省(MCA)へ最終提案されたインド基準(案)では、国内における会計慣行や経済状況を勘案し、以下の項目をカーブアウトする予定。

外国為替レート変動の影響、関連会社に対する投資、金融商品(表示)、金融商品(認識と測定)、企業結合、初度適用、収益、農業、従業員給付

出典:インド企業省 HP「Carve Outs Provided Ind AS」より

4. 考え方

(1) メリット・デメリット

エンドースメントのメリット・デメリットとして以下の事項が考えられる。

【メリット】

- ・我が国が考える「あるべきIFRS」の姿を示すことができ、会計基準の国際的調和を図る際に寄って立つべきところが明確となるのではないか。
- ・我が国として、どうしても受け入れ難い基準があった場合にカーブアウトを検討できるのではないか。
- ・IFRS の個別基準に関する受け入れの適否について、会計基準の策定能力を有する者による検討の機会を設けることができるのではないか。また、その際、必要に応じて、IFRS の個別基準を修正して適用することが可能となるのではないか。
- ・IFRSの導入を検討する企業にとって、導入コストの削減となる可能性が高いのではないか。

【デメリット】

- ・我が国で使用できる会計基準が4つとなることから、制度として複雑であり、財務諸表の比較可能性が低下するのではないか。
- ・修正項目の数が多ければ多いほど、国際的にはIFRSとは認められにくくなり、IFRS策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じ得るのではないか。
- ・PureなIFRSと異なるものになれば、米国証券取引委員会に登録している企業の財務諸表においては調整表の作成が求められることになるのではないか。

(2)IFRSの個別基準に関する考え方

IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資者保護の観点から、例えば、以下の点を勘案することが考えられるのではないか。

➤ 会計基準に係る考え方の相違

【例】

- ・ノンリサイクリング
- ・のれんの非償却

➤ 実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない)

【例】

- ・非上場株式の公正価値測定

➤ 周辺制度との関連等(各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要する)

【例】

- ・子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い

5. 論点

以上を踏まえ、ご議論いただきたい論点は以下のとおり。

- エンドースメントの是非について、想定されるメリット・デメリットを踏まえ、どのように考えるか。
 - ・特に、我が国で使用できる会計基準が3つから4つに増加することに関して、どう考えるか。この点については、新たに導入される基準が Pure な IFRS と現行日本基準との中間に位置するものであり、財務諸表の比較可能性に重大な支障をもたらすものではないといえるか。また、我が国の国益も勘案しつつ、会計基準の国際的調和を図るための手段として容認できるか。
- エンドースメントの主体については、会計基準の策定能力が必要であり、現実的にはASBJ（企業会計基準委員会）が適当と考えられるがどうか。なお、現行の日本基準と同様、ASBJ がエンドースメントした基準について、更に当局が指定することについてどう考えるか。
- 個別基準のエンドースメントに関する判断基準についてどう考えるか。
- その他、IFRSの適用のあり方に関し、論点とすべき事項はないか。

参考条文

【連結財務諸表規則(抜粋)】

第1条 第3項	<p>企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関(「基準委員会」という。)を設けていること四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること五 基準委員会が会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加えるものであること
第1条の2 第1項 第一号 二(1)	<p>外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに<u>国際会計基準(国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第1条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。)</u>に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。</p>
第93条	<p>特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、<u>国際会計基準(公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において「指定国際会計基準」という。)</u>に従うことができる。</p>

【金融庁告示69号】(抜粋)

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第1条第3項、第1条の2第一号二及び第93条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、平成21年12月11日から適用する。

第1条 (略)

第2条 国際会計基準(規則第1条の2第1項第1号二(1)に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)は、英国ロンドン市キャノンストリート30に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

第3条 指定国際会計基準(規則第93条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)は、前条に規定する国際会計基準であって、平成24年10月31日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

別表二(第3条関係)

号数	表題
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク
国際財務報告基準(IFRS)第1号	国際財務報告基準の初度適用
・	・
・	・
・	・
国際会計基準(IAS)第41号	農業

指定国際会計基準は、国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成した解釈指針を含む。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、平成 23 年 12 月 31 日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。

号数	表題
国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)解釈指針第 1 号	廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動
・ ・ ・	・ ・ ・
国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)解釈指針第 20 号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用
解釈指針委員会(SIC)解釈指針第7号	ユーロの導入
・ ・ ・	・ ・ ・
解釈指針委員会(SIC)解釈指針第 32 号	無形資産—ウェブサイト費用